

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名           |
|-------|----------------|
| 7     | 介護保険事務 重点項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松江市長

## 公表日

令和7年1月30日

## 項目一覧

|                      |
|----------------------|
| I 基本情報               |
| II 特定個人情報ファイルの概要     |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策            |
| IV 開示請求、問合せ          |
| V 評価実施手続             |
| (別添2) 変更箇所           |





|                  |   |
|------------------|---|
|                  | <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 祝券システム<br><input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバ、介護保険システム、サービス検索・電子申請機能）   |
| <b>システム4</b>     |   |
| ①システムの名称         | 国保連合会伝送通信システム   |
| ②システムの機能         | (1)受給者情報異動連絡票データの送信<br>・受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。<br>(2)受給者情報訂正連絡票データの送信<br>・受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。  |
| ③他のシステムとの接続      | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム<br><input type="checkbox"/> その他（ ）                               |
| <b>システム5</b>     |   |
| ①システムの名称         | サービス検索・電子申請機能   |
| ②システムの機能         | <b>【住民向け機能】</b><br>自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能<br><b>【地方公共団体向け機能】</b><br>住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能  |
| ③他のシステムとの接続      | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム<br><input checked="" type="checkbox"/> その他（番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)） |
| <b>システム6～10</b>  |   |
| <b>システム11～15</b> |   |
| <b>システム16～20</b> |   |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| <b>3. 特定個人情報ファイル名</b>             |  |
| 介護保険情報ファイル                        |  |
| <b>4. 個人番号の利用 ※</b>               |  |
| 法令上の根拠                            | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表の100の項<br/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条<br/> 松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年松江市条例第53号)第4条別表第2の20の項</p>  |
| <b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b> |  |
| ①実施の有無                            | <p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/> 1) 実施する<br/> 2) 実施しない<br/> 3) 未定</p>  |
| ②法令上の根拠                           | <p>【情報照会】<br/> 番号法第19条第8号<br/> 番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁/総務省令第9号。以下「主務省令」という。)第2条の表131の項及び第133条<br/> 主務省令第2条の表132の項及び第134条</p> <p>【情報提供】<br/> 番号法第19条第8号<br/> 番号法別表の26の項<br/> 主務省令第2条の表1の項及び第3条<br/> 主務省令第2条の表2の項及び第4条<br/> 主務省令第2条の表3の項及び第5条<br/> 主務省令第2条の表5の項及び第7条<br/> 主務省令第2条の表6の項及び第8条<br/> 主務省令第2条の表7の項及び第9条<br/> 主務省令第2条の表11の項及び第13条<br/> 主務省令第2条の表15の項及び第17条<br/> 主務省令第2条の表27の項及び第29条<br/> 主務省令第2条の表38の項及び第40条<br/> 主務省令第2条の表42の項及び第44条<br/> 主務省令第2条の表56の項及び第58条<br/> 主務省令第2条の表65の項及び第67条<br/> 主務省令第2条の表69の項及び第71条<br/> 主務省令第2条の表70の項及び第72条<br/> 主務省令第2条の表80の項及び第82条<br/> 主務省令第2条の表83の項及び第85条<br/> 主務省令第2条の表86の項及び第88条<br/> 主務省令第2条の表87の項及び第89条<br/> 主務省令第2条の表115の項及び第117条<br/> 主務省令第2条の表116の項及び第118条<br/> 主務省令第2条の表125の項及び第127条<br/> 主務省令第2条の表128の項及び第130条<br/> 主務省令第2条の表132の項及び第134条<br/> 主務省令第2条の表137の項及び第139条<br/> 主務省令第2条の表144の項及び第146条<br/> 主務省令第2条の表145の項及び第147条<br/> 主務省令第2条の表156の項及び第158条<br/> 主務省令第2条の表158の項及び第160条</p> |
| <b>6. 評価実施機関における担当部署</b>          |  |
| ①部署                               | 健康福祉部 介護保険課  |
| ②所属長の役職名                          | 課長   |
| <b>7. 他の評価実施機関</b>                |  |
|                                   |  |

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
|----------------|---|
| 介護保険情報ファイル     |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ]<br><選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)   |
| ②対象となる本人の数     | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。   |
| その必要性          | 介護保険法第3条の規定により、市町村が保険者となり、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び徴収、要介護認定、保険給付を行うため  |
| ④記録される項目       | [ 100項目以上 ]<br><選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上  |
| 主な記録項目 ※       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> |
| その妥当性          | <p>【個人番号及びその他の識別情報】<br/>対象者を正確に特定するため</p> <p>【連絡先等情報】<br/>介護保険被保険者の資格、賦課、収納、認定、給付事務の基本情報として管理するため</p> <p>【業務関係情報】<br/>介護保険料の決定、認定、給付事務を行うため</p>   |
| 全ての記録項目        | 別添1を参照。   |
| ⑤保有開始日         | 令和7年2月1日  |
| ⑥事務担当部署        | 健康福祉部 介護保険課   |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 |  |   |
|-----------------|--|---|
| ①入手元 ※          | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課、生活福祉課、保険年金課 )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 厚生労働大臣、共済組合等 )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 住所地特例施設、適用除外施設等 )<br><input type="checkbox"/> その他 ( 島根県国民健康保険団体連合会 ) |   |
| ②入手方法           | <input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ<br>[ ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( サービス検索・電子申請機能 )   |   |
| ③使用目的 ※         | 被保険者の資格管理、保険料の賦課及び収納管理、認定情報管理、保険給付事務を適正に行うため   |   |
| ④使用の主体          | 使用部署   | 介護保険課、鹿島支所市民生活課、島根支所市民生活課、美保関支所市民生活課、八雲支所市民生活課、玉湯支所市民生活課、宍道支所市民生活課、八束支所市民生活課、東出雲支所市民生活課   |
|                 | 使用者数   | <選択肢><br>[ 100人以上500人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上   |
| ⑤使用方法           |  | 介護保険事務を行うため、下記の事務にそれぞれの項目を使用している。<br>1 資格管理に関する事務<br>・識別情報(個人番号等) ・連絡先情報(氏名、性別、生年月日、住所の4情報等)<br>2 保険料賦課及び収納に関する事務<br>・識別情報 ・連絡先情報 ・地方税情報 ・生活保護・社会福祉関係情報 ・年金情報<br>3 認定に関する事務<br>・識別情報 ・連絡先情報 ・医療保険関係情報 ・介護・高齢者福祉情報<br>4 給付に関する事務<br>・識別情報 ・連絡先情報 ・介護・高齢者福祉関係情報 |
|                 | 情報の突合  | 1 申請・届出時には、記入された個人番号と4情報を突合して確認する<br>2 庁内連携システムから情報を連携する場合は、内部番号である宛名番号により突合する  |
| ⑥使用開始日          | 令和7年2月1日   |   |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 |  |  |
|----------------------|--|--|
| 委託の有無 ※              | [ 委託する ] <選択肢><br>( 3 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない   |  |
| 委託事項1                | 松江市標準準拠システム整備事業及び運用業務  |  |
| ①委託内容                | 松江市標準準拠システム(介護保険システム等)の運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、データパンチ、帳票印刷、障害対応及び仕様変更等を行うシステムの運用維持管理業務                                |  |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |  |
| ③委託先名                | 松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 株式会社テクノプロジェクト  |  |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  | 再委託申請(事業者名、作業内容、作業期間、作業場所等記載)に対する承認    |
|                      | ⑥再委託事項   | ハードウェア保守、遠隔地媒体保管等                      |
| 委託事項2～5              |  |  |
| 委託事項2                | 介護保険法に基づく地域包括支援センター設置及び運営  |  |
| ①委託内容                | 介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務等  |  |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |  |
| ③委託先名                | 社会福祉法人 松江市社会福祉協議会  |  |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託しない ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  |  |
|                      | ⑥再委託事項   |  |
| 委託事項3                | 保険者事務共同処理業務(高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務)   |  |
| ①委託内容                | 介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費について、当市は国保連合会に対して、個人番号を利用した被保険者向け勧奨通知作成の事務を委託する。                     |  |
| ②委託先における取扱者数         | [ 50人以上100人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |  |
| ③委託先名                | 島根県国民健康保険団体連合会   |  |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託しない ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  |  |
|                      | ⑥再委託事項   |  |



| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無                     | <input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 31 ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ( 9 ) 件<br><input type="checkbox"/> 行っていない   |
| 提供先1                         | 厚生労働大臣  |
| ①法令上の根拠                      | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表1の項及び第3条  |
| ②提供先における用途                   | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務  |
| ③提供する情報                      | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの(以下「介護保険給付等関係情報」という。)  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。   |
| ⑥提供方法                        | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度                       | 照会をうけたら都度   |
| <b>提供先2～5</b>                |   |
| 提供先2                         | 全国健康保険協会  |
| ①法令上の根拠                      | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表2の項及び第4条  |
| ②提供先における用途                   | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務   |
| ③提供する情報                      | 介護保険給付等関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員  |
| ⑥提供方法                        | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度                       | 照会を受けたら都度   |
| 提供先3                         | 健康保険組合  |
| ①法令上の根拠                      | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表3の項及び第5条  |
| ②提供先における用途                   | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務   |
| ③提供する情報                      | 介護保険給付等関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員  |
| ⑥提供方法                        | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度                       | 照会を受けたら都度   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先4</b>        | 厚生労働大臣  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表5の項及び第7条  |
| ②提供先における用途         | 船員保険法(昭和14年法律第73号)第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務   |
| ③提供する情報            | 介護保険給付等関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>&lt;選択肢&gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</p> </div> </div>  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員  |
| ⑥提供方法              | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> </div> </div> |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先5</b>        | 全国健康保険協会   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表6の項及び第8条   |
| ②提供先における用途         | 船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務  |
| ③提供する情報            | 介護保険給付等関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員   |
| ⑥提供方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| <b>提供先6～10</b>     |  |
| <b>提供先6</b>        | 都道府県知事   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表42の項及び第44条   |
| ②提供先における用途         | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務  |
| ③提供する情報            | 介護保険給付等関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| <b>提供先7</b>        | 社会福祉協議会  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 番号法別表の26の項  |
| ②提供先における用途         | 社会福祉法(昭和26年法律第45号)による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務   |
| ③提供する情報            | 介護保険給付等関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員   |
| ⑥提供方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>提供先8</b>        | 日本私立学校振興・共済事業団   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表56の項及び第58条   |
| ②提供先における用途         | 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付の支給に関する事務   |
| ③提供する情報            | 介護保険給付等関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員   |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| <b>提供先9</b>        | 国家公務員共済組合  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表65の項及び第67条   |
| ②提供先における用途         | 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)による短期給付の支給に関する事務   |
| ③提供する情報            | 介護保険給付等関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員   |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先10</b>       | 市町村長又は国民健康保険組合  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表69の項及び第71条  |
| ②提供先における用途         | 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務   |
| ③提供する情報            | 介護保険給付等関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 45%;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </div> </div>  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員  |
| ⑥提供方法              | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br/> <input type="checkbox"/> 電子メール<br/> <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br/> <input type="checkbox"/> その他 ( )         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線<br/> <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br/> <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div> |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先11～15</b>    |   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先11</b>       | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表80の項及び第82条  |
| ②提供先における用途         | 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務  |
| ③提供する情報            | 介護保険給付等関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先12</b>       | 地方公務員共済組合   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表83の項及び第85条  |
| ②提供先における用途         | 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付の支給に関する事務   |
| ③提供する情報            | 介護保険給付等関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先13</b>       | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表86の項及び第88条  |
| ②提供先における用途         | 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務   |
| ③提供する情報            | 介護保険給付等関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先14</b>       | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表87の項及び第89条  |
| ②提供先における用途         | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務   |
| ③提供する情報            | 介護保険給付等関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先15</b>       | 後期高齢者医療広域連合   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表115の項及び第117条  |
| ②提供先における用途         | 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務   |
| ③提供する情報            | 介護保険給付等関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員  |
| ⑥提供方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

| 提供先16～20           |   |
|--------------------|---|
| <b>提供先16</b>       | 都道府県知事等   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表125の項及び第127条  |
| ②提供先における用途         | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務   |
| ③提供する情報            | 介護保険給付等関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上         |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先17</b>       | 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表128の項及び第130条  |
| ②提供先における用途         | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による介護手当の支給に関する事務  |
| ③提供する情報            | 介護保険給付等関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上         |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先18</b>       | 市町村長  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表132の項及び第134条  |
| ②提供先における用途         | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務   |
| ③提供する情報            | 介護保険給付等関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上         |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員  |
| ⑥提供方法              | [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>移転先1</b>        | 市民部市民課  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条第2項、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第10の3号、条例第4条   |
| ②移転先における用途         | 住民基本台帳に記載するため   |
| ③移転する情報            | 被保険者情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者  |
| ⑥移転方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>移転先2～5</b>      |   |
| <b>移転先2</b>        | 健康福祉部生活福祉課  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条第1項 番号法別表の23の項、番号法第9条第2項、主務省令第44条、条例第4条   |
| ②移転先における用途         | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③移転する情報            | 被保険者情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者  |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>移転先3</b>        | 財政部市民税課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条第1項 番号法別表の24の項、番号法第9条第2項、主務省令第50条、条例第4条   |
| ②移転先における用途         | 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの                                |
| ③移転する情報            | 被保険者情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者  |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>移転先4</b>        | 健康福祉部保険年金課  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条第1項 番号法別表の44の項、番号法第9条第2項、主務省令第71条、条例第4条   |
| ②移転先における用途         | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 被保険者情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者  |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>移転先5</b>        | 健康福祉部保険年金課  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条第1項 番号法別表の85の項、番号法第9条第2項、主務省令第117条、条例第4条  |
| ②移転先における用途         | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③移転する情報            | 被保険者情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者  |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

| 移転先6～10            |  |
|--------------------|--|
| <b>移転先6</b>        | 防災部防災危機管理課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条第1項 番号法別表の55の項、番号法第9条第2項、主務省令第82条、条例第4条  |
| ②移転先における用途         | 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 被保険者情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者   |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| <b>移転先7</b>        | 健康福祉部障がい者福祉課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条第1項 番号法別表の117の項、番号法第9条第2項、主務省令第146条、条例第4条  |
| ②移転先における用途         | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③移転する情報            | 被保険者情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者   |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| <b>移転先8</b>        | 健康福祉部介護保険課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法第9条第1項 番号法別表の61の項、番号法第9条第2項、主務省令第88条、主務省令第89条、条例第4条   |
| ②移転先における用途         | 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 被保険者情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者   |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |

|  |  |
|--|--|
| <b>移転先9</b>  | 健康福祉部生活福祉課   |
| ①法令上の根拠  | 番号法第9条第2項、主務省令第163条、条例第4条  |
| ②移転先における用途   | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの   |
| ③移転する情報  | 被保険者情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲   | 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者   |
| ⑥移転方法  | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| ⑦時期・頻度   | 照会を受けたら都度  |
| <b>移転先10</b>   |  |
| <b>移転先11～15</b>  |  |
| <b>移転先16～20</b>  |  |
| <b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>   |  |
| 保管場所 ※   | <ガバメントクラウドにおける措置><br>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は ISMAP のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 |
| <b>7. 備考</b>   |  |
| <ガバメントクラウドにおける措置><br>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。<br>②クラウド事業者がHDD や SSD などの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800 88、ISO/IEC27001 等にしがって確実にデータを消去する。<br>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 |  |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆介護保険

<宛名>

・宛名コード  
・通称名カナ  
・郵便番号  
・住民日届出日  
・非住民日異動事由  
・入国目的  
・転入前住所  
・住民税情報  
・口座情報  
・国民健康保険情報

・個人番号  
・通称名  
・住所  
・住民日異動日  
・届出日  
・在留期間  
・転入前住所方書  
・医療保険情報  
・老人保健情報  
・後期高齢者情報

・世帯コード  
・生年月日  
・住所方書  
・住民日異動事由  
・異動日  
・在留期間満了日  
・転出先郵便番号  
・高齢福祉年金情報  
・生活保護情報

・氏名カナ  
・性別  
・住所コード  
・非住民日届出日  
・異動事由  
・外国人住民となった日  
・転出先住所  
・送付先情報  
・特記事項情報

・氏名  
・続柄  
・住民区分  
・非住民日異動日  
・国籍  
・転入前郵便番号  
・転出先住所方書  
・連絡先情報  
・送達記録情報

<資格>

・被保険者番号  
・一号該当日  
・境界層者情報

・資格異動日  
・資格異動事由  
・適用除外情報

・資格届出日  
・被保険者区分  
・負担割合情報

・資格取得日  
・証発行情報

・資格喪失日  
・施設入所情報

<認定>

・申請日  
・申請者氏名  
・調査実施場所  
・調査委託事業者  
・かかりつけ医  
・診断命令書発行日  
・審査予定日  
・サービス種類変更有無  
・認定有効開始日  
・処分延期決定日  
・訪問調査特記事項

・申請受理日  
・申請者住所  
・調査票回収予定日  
・訪問調査員  
・意見書作成日  
・二次審査日  
・認定有効終了日  
・処分延期通知書発行日  
・主治医意見書情報

・申請区分  
・申請者郵便番号  
・調査委託日  
・調査結果入手日  
・審査会会場  
・サービス種類限定有無  
・要介護認定理由  
・サービス種類限定情報  
・審査会意見情報

・申請理由  
・申請者電話番号  
・訪問調査日  
・調査票番号  
・意見書作成依頼日  
・合議体番号  
・認定有効月数  
・認定通知書通知日  
・転入者管理情報  
・生保2号被保険者情報

・申請者関係  
・訪問調査希望日時  
・訪問調査開始時刻  
・かかりつけ医医療機関  
・意見書依頼書発行日  
・一次判定日  
・一次判定結果  
・二次審査要介護区分  
・要介護認定日  
・処分延期事由  
・訪問調査情報

<居宅>

・申請受付日  
・居宅介護支援事業者

・届出日  
・申請代理人

・居宅有効開始日  
・給付管理票情報

・居宅有効終了日  
・居宅サービス届出番号

<国保連>

・受給者異動情報  
・給付実績情報

・共同処理用受給者異動情報  
・給付実績明細情報  
・過誤申立情報  
・再審査申立情報

<償還>

・サービス提供年月  
・申請者との関係  
・申請者電話番号  
・利用者負担額  
・特定診療費情報  
・事前相談情報

・申請書番号  
・申請者事業者番号  
・支払方法  
・審査年月  
・食事費用情報

・申請給付種類  
・申請者氏名  
・支払口座  
・支給決定日  
・福祉用具購入費情報

・申請日  
・申請者郵便番号  
・通知書送付先  
・支払金額  
・住宅改修費情報

・受付日  
・申請者住所  
・保険請求額  
・緊急時施設療養情報  
・居宅サービス計画費情報

<高額>

・サービス提供年月  
・申請者郵便番号  
・通知書送付先  
・高額支給額  
・老福の有無

・申請日  
・申請者住所  
・サービス費用額  
・勧奨通知書作成日

・申請者との関係  
・申請者電話番号  
・利用者負担額  
・算定基準日

・申請者事業者  
・支払方法  
・算定基準額  
・算定世帯コード

・申請者氏名  
・支払口座  
・支払済額  
・所得区分

<減免>

・減額申請日  
・申請者電話番号  
・減額終了日  
・特定標準負担額減額情報

・申請者との関係  
・減額認定日  
・減額結果通知書作成日  
・訪問介護負担額減額情報

・申請者氏名  
・減額結果通知書送付先  
・一割負担減免情報  
・特定入所者介護サービス情報

・申請者郵便番号  
・減額  
・旧措置者減免情報  
・社会福祉法人減免情報

<制限>

・一時差止対象者情報  
・一時差止対象者情報  
・控除適用情報  
・支払方法変更情報

<合算>

・高額合算申請情報  
・高額合算支給決定情報  
・高額合算自己負担額確認情報

<事業>

・総合事業対象者情報

<賦課>

・賦課年度  
・所得段階

・徴収方法  
・保険料額

・賦課期日  
・減免情報

・賦課更正事由  
・特徴年金情報

・賦課更正日  
・特徴年金情報(介護)

<調定>

・賦課年度  
・納期限

・調定年度  
・徴収方法

・期別  
・期別保険料額

<収納>

・賦課年度  
・保険料収納金額  
・消込日  
・分納情報

・調定年度  
・延滞金額  
・過誤納情報

・徴収方法  
・督促手数料額  
・還付充当情報

・期別  
・収納日  
・督促催告情報

・収納種別  
・領収日  
・滞納情報

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

|  |   |
|--|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名   |   |
| 介護保険情報ファイル   |   |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）   |   |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク  |   |
| リスクに対する措置の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が多数表示される一覧系の画面及び帳票には、個人番号は表示しない仕組みとし、 unnecessary 閲覧が行われないようにする。</li> <li>・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。</li> <li>・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われているおそれがないか等を確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。</li> <li>・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し、申請フォームを選択して必要情報を入力することになるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か  | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[</div> <div style="margin-right: 10px;">十分である</div> <div style="margin-right: 10px;">]</div> <div style="margin-right: 10px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div> </div> </div>   |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |   |
| <p>〈不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを使用できる職員を限定し、ID、パスワード、生体認証による認証を実施している。また、認証後もユーザーごとにシステム上での利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、後に署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において、住民が何の手続を探し、電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作でき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を行えるよう措置を講じている。</li> </ul> <p>〈入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照会等を通じて確認することで正確性を確保している。</li> <li>・入手した情報を精査するとともに、その情報に間違い等がある場合は、提出元に確認又は職権で適宜修正することにより正確性を確保している。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は、署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能においては、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> </ul> <p>〈入手の際に特定個人情報が漏えいすることを防止するための措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを使用できる職員を限定し、ID、パスワード、生体認証による認証を実施している。</li> <li>・島根県国民健康保険団体連合会システムから入手する特定個人情報は、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を利用する。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</li> </ul> |   |

| 3. 特定個人情報の使用  |   |
|---|---|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク                     |   |
| リスクに対する措置の内容  | ・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から介護保険情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。  |
| リスクへの対策は十分か   | [            十分である            ]            <選択肢><br>1) 特に力を入れている            2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク               |   |
| ユーザ認証の管理  | [    行っている    ]            <選択肢><br>1) 行っている            2) 行っていない   |
| 具体的な管理方法  | ・介護保険システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。<br>・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。<br>・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 |
| その他の措置の内容   | —   |
| リスクへの対策は十分か   | [            十分である            ]            <選択肢><br>1) 特に力を入れている            2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置                           |   |
| アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 |   |



| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）  |   | [ ] 提供・移転しない  |
|---|---|---|
| リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク   |   |   |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール   | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている                      2) 定めていない            |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法  | 松江市個人情報保護条例において、収集した個人情報の目的外での提供及びオンライン結合による個人情報の提供について制限している。<br>庁内システムについてシステム連携一覧表を作成し、管理している。 |   |
| その他の措置の内容   | セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。              |   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている              2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |   |   |
| <p>&lt;不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。</li> </ul> <p>&lt;誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。</li> <li>・個人情報が、正確かつ最新であることを定期的に確認する手順、不正確又は最新でないことが判明した場合の訂正の手順が明確になっている。</li> </ul> |   |   |

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

|              |   |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な端末接続の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> |
|--------------|---|

|             |  |
|-------------|--|
| リスクへの対策は十分か | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
|-------------|--|

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

|              |   |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1. 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くため経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3. 特に慎重な対応が求められる情報については自動対応を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> |
|--------------|---|

|             |  |
|-------------|--|
| リスクへの対策は十分か | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
|-------------|--|

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

|  |   |
|--|---|
|  | <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラネットフォームにおける措置&gt;</p> <p>1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3. 中間サーバー・プラネットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラネットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> |
|--|---|

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

|  |              |  |
|--|--------------|--|
| ①事故発生時手順の策定・周知                         | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]     | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし                             |
| その内容                                   | —            |  |
| 再発防止策の内容                               | —            |  |

|  |   |
|--|---|
| <p>その他の措置の内容</p>   | <p>【物理的な対策】<br/>         &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;<br/>         ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。<br/>         ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>【技術的対策】<br/>         &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;<br/>         ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。<br/>         ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。<br/>         ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。<br/>         ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br/>         ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br/>         ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。<br/>         ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。<br/>         ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p>   | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;<br/>         1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/>         3) 課題が残されている</p>  |
| <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>  |   |
| <p>&lt;物理的対策としての中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>         1. 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。<br/>         &lt;技術的対策としての中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>         1. 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入探知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br/>         2. 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br/>         3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br/>         &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;<br/>         データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> |   |

|  |   |
|--|---|
| <b>8. 監査</b>   |   |
| 実施の有無  | <input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査   |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>   |   |
| 従業者に対する教育・啓発   | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b><br>1) 特に力を入れて行っている   2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 具体的な方法   | 事務担当者へ初任時に必要な知識の習得に資するための指導を行っている。<br><b>&lt;中間サーバー・プラネットフォームにおける措置&gt;</b><br>1. 中間サーバー・プラネットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。<br>2. 中間サーバー・プラネットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 |
| <b>10. その他のリスク対策</b>   |   |
| <b>&lt;中間サーバー・プラネットフォームにおける措置&gt;</b><br>中間サーバー・プラネットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・管理を実現する。<br><b>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</b><br>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。<br>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。<br>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。<br>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 |   |

## IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
|--------------------------|--|
| ①請求先                     | 郵便番号690-8540 松江市末次町86番地<br>松江市 総務部 総務課 電話番号0852-55-5555(代表)                                |
| ②請求方法                    | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。   |
| ③法令による特別の手続              | —  |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等         | —  |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| ①連絡先                     | 郵便番号690-8540 松江市末次町86番地<br>松江市 政策部 デジタル戦略課 電話番号0852-55-5555(代表)                            |
| ②対応方法                    | ・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。<br>・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。 |

## V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価             |   |
|-----------------------|---|
| ①実施日                  | 令和7年1月30日   |
| ②しきい値判断結果             | [ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)<br>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 |   |
| ①方法                   | —   |
| ②実施日・期間               | —   |
| ③主な意見の内容              | —   |
| 3. 第三者点検【任意】          |   |
| ①実施日                  | —   |
| ②方法                   | —   |
| ③結果                   | —   |

(別添2)変更箇所

| 変更日       | 項目             | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------|---|--|------|-----------|
| 令和2年10月2日 | I-6-①部署        | 島根県松江市健康福祉部介護保険課  | 島根県松江市健康部介護保険課   | 事後   |           |
| 令和2年10月2日 | I-6-②所属長       | 介護保険課長 遠田 悟   | 介護保険課長   | 事後   |           |
| 令和2年10月2日 | II-2-⑥事務担当部署   | 島根県松江市健康福祉部介護保険課  | 島根県松江市健康部介護保険課   | 事後   |           |
| 令和2年10月2日 | II-5-移転先2、移転先9 | 健康福祉部生活福祉課  | 福祉部生活福祉課   | 事後   |           |
| 令和2年10月2日 | II-5-移転先7      | 健康福祉部障がい者福祉課  | 福祉部障がい者福祉課   | 事後   |           |
| 令和2年10月2日 | II-5-移転先8      | 健康福祉部介護保険課  | 健康部介護保険課   | 事後   |           |
| 令和5年3月6日  | I-1-②事務の内容     | <p>介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び徴収、要介護認定及び保険給付を行う事務である。</p> <p>1 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br/>                     具体的には、以下の事務となる。<br/>                     ・被保険者に係る届出の受理<br/>                     ・届出に係る事実についての審査<br/>                     ・届出に対する応答に関する事務</p> <p>2 被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。)<br/>                     具体的には、以下の事務となる。<br/>                     ・被保険者証に関する事務<br/>                     ・認定証に関する事務</p> <p>3 介護給付、予防給付、又は市町村特別給付の支給に関する事務<br/>                     具体的には、以下の事務となる。<br/>                     ・介護給付の支給に関する事務<br/>                     ・予防給付の支給に関する事務<br/>                     ・市町村特別給付の支給に関する事務</p>  | <p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。</p> <p>1 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br/>                     2 被保険者証又は認定証に関する事務(前項及び次項に掲げるものを除く。)<br/>                     3 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務</p>  | 事前   |           |
| 令和5年3月6日  | I-1-②事務の内容     | <p>4 要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分変更認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/>                     具体的には、以下の事務となる。<br/>                     ・要介護認定の申請の受理<br/>                     ・要介護更新認定の変更の申請の受理<br/>                     ・要介護状態区分の変更の認定の申請の受理<br/>                     ・申請に係る事実についての審査に関する事務<br/>                     ・申請に対する応答の事務</p> <p>5 要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分変更認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/>                     具体的には、以下の事務となる。<br/>                     ・要支援認定の申請の受理<br/>                     ・要支援更新認定の変更の認定の申請の受理<br/>                     ・要支援状態区分の変更の認定の申請の受理</p>   | <p>4 要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分変更認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/>                     5 要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分変更認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>  | 事前   |           |
| 令和5年3月6日  | I-1-②事務の内容     | <p>6 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/>                     具体的には、以下の事務となる。<br/>                     ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理<br/>                     ・申請に係る事実についての審査に関する事務<br/>                     ・申請に対する応答の事務</p> <p>7 居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/>                     具体的には、以下の事務となる。<br/>                     ・居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理<br/>                     ・介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理<br/>                     ・申請に係る事実についての審査に関する事務<br/>                     ・申請に対する応答の事務</p> <p>8 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務<br/>                     9 保険給付の支払の一時差止に関する事務<br/>                     10 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務<br/>                     11 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務<br/>                     具体的には、以下の事務となる。<br/>                     ・保険料の徴収に関する事務</p> | <p>6 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/>                     7 居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/>                     8 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務<br/>                     9 保険給付の支払の一時差止に関する事務<br/>                     10 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務<br/>                     11 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務</p> <p>※ 3、4、5については、窓口や郵送の他にサービス検索・電子申請機能で申請を受領する。</p> | 事前   |           |

|          |                                  |  |  |    |  |
|----------|----------------------------------|--|--|----|--|
| 令和5年3月6日 | I-2-システム3-②システムの機能               | (1)～(5) 略  | (1)～(5) 略<br>(6) 申請管理機能<br>・サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)からの申請データを取得し、シリアル番号を基にして申請者の特定を行い、申請情報の管理を行う。   | 事前 |  |
| 令和5年3月6日 | I-2-システム3-③他のシステムとの接続            | [O]その他(中間サーバ、介護保険システム)   | [O]その他(中間サーバ、介護保険システム、サービス検索・電子申請機能)   | 事前 |  |
| 令和5年3月6日 | I-2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | システム1～システム3  | システム4、システム5を追加   | 事前 |  |
| 令和5年3月6日 | I-4法令上の根拠                        | 番号法 別表第一の68項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 別表第一の68の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第一主務省令」という。) 第50条<br>松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年松江市条例第53号。以下「条例」という。) 第4条  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | I-5-②法令上の根拠                      | 【情報照会】<br>番号法<br>番号法別表第二の93項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条<br>番号法別表第二の94項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条<br>【情報提供】<br>番号法別表第二の1項<br>番号法別表第二の2項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条<br>番号法別表第二の3項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第3条<br>番号法別表第二の4項<br>番号法別表第二の5項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第5条<br>番号法別表第二の6項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第6条<br>番号法別表第二の17項<br>番号法別表第二の22項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条   | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号<br>別表第二の93の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第46条<br>別表第二の94の項、別表第二主務省令第47条<br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号<br>別表第二の1の項、別表第二主務省令第1条<br>別表第二の2の項、別表第二主務省令第2条<br>別表第二の3の項、別表第二主務省令第3条<br>別表第二の4の項、別表第二主務省令第4条<br>別表第二の5の項、別表第二主務省令第5条<br>別表第二の6の項、別表第二主務省令第6条<br>別表第二の8の項、別表第二主務省令第7条<br>別表第二の11の項、別表第二主務省令第10条<br>別表第二の17の項、別表第二主務省令第12条の3<br>別表第二の22の項、別表第二主務省令第15条 | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | I-5-②法令上の根拠                      | 番号法別表第二の26項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条<br>番号法別表第二の30項<br>番号法別表第二の33項<br>番号法別表第二の39項<br>番号法別表第二の42項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条<br>番号法別表第二の43項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条の2<br>番号法別表第二の56項の2、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条<br>番号法別表第二の58項<br>番号法別表第二の61項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条<br>番号法別表第二の62項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第33条<br>番号法別表第二の80項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条 | 別表第二の26の項、別表第二主務省令第19条<br>別表第二の30の項<br>別表第二の33の項、別表第二主務省令第22条の2<br>別表第二の39の項、別表第二主務省令第24条の2<br>別表第二の42の項、別表第二主務省令第25条<br>別表第二の43の項、別表第二主務省令第25条の2<br>別表第二の56の2の項、別表第二主務省令第30条<br>別表第二の58の項、別表第二主務省令第31条の2の2<br>別表第二の61の項、別表第二主務省令第32条<br>別表第二の62の項、別表第二主務省令第33条<br>別表第二の80の項、別表第二主務省令第43条  | 事後 |  |

|          |                       |   |  |    |  |
|----------|-----------------------|---|--|----|--|
| 令和5年3月6日 | I-5-②法令上の根拠           | 番号法別表第二の81項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の2<br>番号法別表第二の87項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条<br>番号法別表第二の90項<br>番号法別表第二の94項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条<br>番号法別表第二の95項<br>番号法別表第二の97項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第49条<br>番号法別表第二の109項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条の2<br>番号法別表第二の117項<br>番号法別表第二の119項 | 別表第二の81の項、別表第二主務省令第43条の2<br>別表第二の83の項<br>別表第二の87の項、別表第二主務省令第44条<br>別表第二の90の項、別表第二主務省令第44条の4<br>別表第二の94の項、別表第二主務省令第47条<br>別表第二の95の項<br>別表第二の97の項、別表第二主務省令第49条<br>別表第二の108の項、別表第二主務省令第55条<br>別表第二の109の項、別表第二主務省令第55条の2<br>別表第二の117の項、別表第二主務省令第59条の2の3<br>別表第二の120の項、別表第二主務省令第59条の3 | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | I-6-①部署、②所属長の役職名      | 鳥根県松江市健康部介護保険課<br>介護保険課長  | 健康福祉部介護保険課<br>課長   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-2-⑥事務担当部署          | 鳥根県松江市健康部介護保険課  | 健康福祉部介護保険課   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-3-②入手方法            | [ ]その他( )   | [○]その他 (サービス検索・電子申請機能)   | 事前 |  |
| 令和5年3月6日 | II-4委託の有無             | 3件  | 4件   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-4-委託事項1-③委託先名      | 富士通㈱ 山陰支社   | 富士通Japan㈱ 鳥根支社   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-4-委託事項3-③委託先名      | 富士通㈱ 山陰支社   | 富士通Japan㈱ 鳥根支社   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | 委託事項1～委託事項3   | 委託事項4を追加   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供・移転の有無         | [○]提供を行っている(28件)  | [○]提供を行っている(32件)   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先1-①法令上の根拠     | 番号法第19条第7号 別表第二の1項  | 番号法第19条第8号 別表第二の1の項、別表第二主務省令第1条  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先1-②提供先における用途  | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務  | 健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先1-③提供する情報     | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の収納に関する情報であって主務省令で定めるもの(以下「介護保険給付等関係情報」という。)  | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの(以下「介護保険給付等関係情報」という。)   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先2-①法令上の根拠     | 番号法第19条第7号 別表第二の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条  | 番号法第19条第8号 別表第二の2の項、別表第二主務省令第2条  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先3-①法令上の根拠     | 番号法第19条第7号 別表第二の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第3条  | 番号法第19条第8号 別表第二の3の項、別表第二主務省令第3条  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先4-①法令上の根拠     | 番号法第19条第7号 別表第二の4項  | 番号法第19条第8号 別表第二の4の項、別表第二主務省令第4条  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先4-②提供先における用途  | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務  | 船員保険法(昭和14年法律第73号)第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先5-①法令上の根拠     | 番号法第19条第7号 別表第二の6項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第6条  | 番号法第19条第8号 別表第二の6の項、別表第二主務省令第6条  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先6-①法令上の根拠     | 番号法第19条第7号 別表第二の26項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条  | 番号法第19条第8号 別表第二の26の項、別表第二主務省令第19条  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先6-②提供先における用途  | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務   | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先7-①法令上の根拠     | 番号法第19条第7号 別表第二の30項   | 番号法第19条第8号 別表第二の30の項   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先7-②提供先における用途  | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務   | 社会福祉法(昭和26年法律第45号)による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先8-①法令上の根拠     | 番号法第19条第7号 別表第二の33項   | 番号法第19条第8号 別表第二の33の項、別表第二主務省令第22条の2  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先8-②提供先における用途  | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務  | 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付の支給に関する事務   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先9-①法令上の根拠     | 番号法第19条第7号 別表第二の39項   | 番号法第19条第8号 別表第二の39の項、別表第二主務省令第24条の2  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先9-②提供先における用途  | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務  | 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)による短期給付の支給に関する事務   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先10-①法令上の根拠    | 番号法第19条第7号 別表第二の42項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条  | 番号法第19条第8号 別表第二の42の項、別表第二主務省令第25条  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先10-②提供先における用途 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務   | 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | II-5-提供先11-①法令上の根拠    | 番号法第19条第7号 別表第二の56の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条  | 番号法第19条第8号 別表第二の56の2の項、別表第二主務省令第30条  | 事後 |  |

|          |   |  |  |    |  |
|----------|---|--|--|----|--|
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先11-②提供先における用途  | 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務                                 | 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務                         | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先12-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の58項                                      | 番号法第19条第8号 別表第二の58の項、別表第二主務省令第31条の2の2                          | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先12-②提供先における用途  | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務                              | 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付の支給に関する事務                      | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先13-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の61項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条     | 番号法第19条第8号 別表第二の61の項、別表第二主務省令第32条                              | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先13-②提供先における用途  | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務                                      | 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務                              | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先14-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の62項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第33条     | 番号法第19条第8号 別表第二の62の項、別表第二主務省令第33条                              | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先15-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の80項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条     | 番号法第19条第8号 別表第二80の項、別表第二主務省令第43条                               | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先15-②提供先における用途  | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務             | 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務      | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先16   | 都道府県知事   | 都道府県知事等  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先16-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の87項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条     | 番号法第19条第8号 別表第二の87の項、別表第二主務省令第44条                              | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先17-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の90項                                      | 番号法第19条第8号 別表第二の90の項、別表第二主務省令第44条の4                            | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先17-②提供先における用途  | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務                      | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による介護手当の支給に関する事務               | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先18-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の94項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条     | 番号法第19条第8号 別表第二の94の項、別表第二主務省令第47条                              | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先19-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の95項                                      | 番号法第19条第8号 別表第二の95の項   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先20-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の117項                                     | 番号法第19条第8号 別表第二の117の項、別表第二主務省令第59条の2の3                         | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先20-②提供先における用途  | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務                | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務        | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先21-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の5の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第5条      | 番号法第19条第8号 別表第二の5の項、別表第二主務省令第5条                                | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先22-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の17の項                                     | 番号法第19条第8号 別表第二の17の項、別表第二主務省令第12条の3                            | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先22-②提供先における用途  | 予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務               | 予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務        | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先23-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の22の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条    | 番号法第19条第8号 別表第二の22の項、別表第二主務省令第15条                              | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先23-②提供先における用途  | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務                         | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置に関する事務                 | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先24-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の43の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条の2  | 番号法第19条第8号 別表第二の43の項、別表第二主務省令第25条の2                            | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先25-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の81の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の2  | 番号法第19条第8号 別表第二の81の項、別表第二主務省令第43条の2                            | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先26-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の97の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第49条    | 番号法第19条第8号 別表第二の97の項、別表第二主務省令第49条                              | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先26-②提供先における用途  | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務         | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務 | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先27-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の109の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条の2 | 番号法第19条第8号 別表第二の109の項 別表第二主務省令第55条の2                           | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先27-②提供先における用途  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務           | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する事務   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先28-①法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の119の項                                    | 番号法第19条第8号 別表第二の120の項、別表第二主務省令第59条の3                           | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先28-②提供先における用途  | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務                      | 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務               | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-提供先2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、20、21、22、23、24、25、26、27、28の③提供先 | 介護保険給付関係情報   | 介護保険給付等関係情報  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)   | 提供先1～提供先28   | 提供先29～提供先32を追加   | 事後 |  |

|          |                     |   |  |    |  |
|----------|---------------------|---|--|----|--|
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先1-①法令上の根拠    | 番号法第9条第2項の条例制定予定、住民基本台帳法第7条第10の3号   | 番号法第9条第2項、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第10の3号、条例第4条  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先2            | 福祉部生活福祉課  | 健康福祉部生活福祉課   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先2-①法令上の根拠    | 番号法第9条第2項の条例制定予定、番号法第9条第1項 別表第一の15項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条  | 番号法第9条第1項 別表第一の15の項、番号法第9条第2項、別表第一主務省令第15条、条例第4条   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先2-②移転先における用途 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先3-①法令上の根拠    | 番号法第9条第2項の条例制定予定、番号法第9条第1項 別表第一の16項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第16条  | 番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法第9条第2項、別表第一主務省令第16条、条例第4条   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先3-②移転先における用途 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で   | 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先4            | 市民部保険年金課  | 健康福祉部保険年金課   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先4-①法令上の根拠    | 番号法第9条第2項の条例制定予定、番号法第9条第1項 別表第一の30項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条  | 番号法第9条第1項 別表第一の30の項、番号法第9条第2項、別表第一主務省令第24条、条例第4条   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先4-②移転先における用途 | 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先5            | 市民部保険年金課  | 健康福祉部保険年金課   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先5-①法令上の根拠    | 番号法第9条第2項の条例制定予定、番号法第9条第1項 別表第一の59項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条  | 番号法第9条第1項 別表第一の59の項、番号法第9条第2項、別表第一主務省令第46条、条例第4条   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先6            | 防災安全部防災安全課  | 防災部防災危機管理課   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先6-①法令上の根拠    | 番号法第9条第2項の条例制定予定、番号法第9条第1項 別表第一の36の2項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第28条  | 番号法第9条第1項 別表第一の36の2の項、番号法第9条第2項、別表第一主務省令第28条、条例第4条   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先7            | 福祉部障がい者福祉課  | 健康福祉部障がい者福祉課   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先7-①法令上の根拠    | 番号法第9条第2項の条例制定予定、番号法第9条第1項 別表第一の84項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第60条  | 番号法第9条第1項 別表第一の84の項、番号法第9条第2項、別表第一主務省令第60条、条例第4条   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先7-②移転先における用途 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先8            | 健康部介護保険課  | 健康福祉部介護保険課   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先8-①法令上の根拠    | 番号法第9条第2項の条例制定予定、番号法第9条第1項 別表第一の41項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条  | 番号法第9条第1項 別表第一の41の項、番号法第9条第2項、別表第一主務省令第32条、条例第4条   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先9            | 福祉部生活福祉課  | 健康福祉部生活福祉課   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先9-①法令上の根拠    | 番号法第9条第2項の条例制定予定  | 番号法第9条第2項、条例第4条  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅱ-5-移転先9-⑦時期・頻度     | —   | 照会を受けたら都度  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅲ-2-リスクに対する措置の内容    | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者が多数表示される一覧系の画面及び帳票には、個人番号は表示しない仕組みとし、不要な閲覧が行われないようにする。</li> <li>他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。</li> <li>個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われているおそれがないか等を確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者が多数表示される一覧系の画面及び帳票には、個人番号は表示しない仕組みとし、不要な閲覧が行われないようにする。</li> <li>他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。</li> <li>個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われているおそれがないか等を確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。</li> <li>マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</li> <li>住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し、申請フォームを選択して必要情報を入力することになるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul> | 事前 |  |

|          |   |   |  |    |  |
|----------|---|---|--|----|--|
| 令和5年3月6日 | Ⅲ-2-特定個人情報の入手<br>(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | —   | <p>〈不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを使用できる職員を限定し、ID、パスワード、生体認証による認証を実施している。また、認証後もユーザーごとにシステム上での利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、後に署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において、住民が何の手続きを探し、電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作でき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を行えるよう措置を講じている。</li> </ul>   | 事前 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅲ-2-特定個人情報の入手<br>(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | —   | <p>〈入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照会等を通じて確認することで正確性を確保している。</li> <li>・入手した情報を精査するとともに、その情報に間違い等がある場合は、提出元に確認又は職権で適宜修正することにより正確性を確保している。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は、署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能においては、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> </ul> <p>〈入手の際に特定個人情報が漏えいすることを防止するための措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを使用できる職員を限定し、ID、パスワード、生体認証による認証を実施している。</li> <li>・島根県国民健康保険団体連合会システムから入手する特定個人情報は、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を利用する。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</li> </ul> | 事前 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅲ-3-ユーザ認証の管理-具体的な管理方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。</li> <li>・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。</li> <li>・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。</li> </ul>  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅲ-4-委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定-規定の内容                               | <p>委託先1 (富士通) 再委託あり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) データの適切な管理すること。</li> <li>(2) データの本業務以外の用途の使用禁止</li> <li>(3) 指定された場所以外の場所へのデータ持出し禁止。ただし、松江市から承認を受けた場合は、データの暗号化処理、又は保護措置を講ずること。</li> <li>(4) 承認を受けた場合を除き、データの複製、複写、第三者への提供をしない。</li> <li>(5) 不要となったデータは、遅滞なく松江市に返還すること。</li> </ol> <p>委託先2 (松江市社会福祉協議会) 再委託なし</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報は、松江市個人情報保護条例に基づき取扱う。</li> </ol> | <p>委託先1 (富士通Japan) 再委託あり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) データの適切な管理すること。</li> <li>(2) データの本業務以外の用途の使用禁止</li> <li>(3) 指定された場所以外の場所へのデータ持出し禁止。ただし、松江市から承認を受けた場合は、データの暗号化処理、又は保護措置を講ずること。</li> <li>(4) 承認を受けた場合を除き、データの複製、複写、第三者への提供をしない。</li> <li>(5) 不要となったデータは、遅滞なく松江市に返還すること。</li> </ol> <p>委託先2 (松江市社会福祉協議会) 再委託なし</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報は、松江市個人情報保護条例(平成17年松江市条例第15号)に基づき取扱う。</li> </ol>   | 事後 |  |

|          |   |  |  |    |  |
|----------|---|--|--|----|--|
| 令和5年3月6日 | Ⅲ-4-委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定-規定の内容                                 | 委託先3（松江市行政情報システムサービス共同企業体）<br>(1) 目的外利用の禁止<br>(2) 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限<br>(3) 特定個人情報の提供の禁止<br>(4) 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う。<br>(5) 必要に応じて委託先の視察・監査を行う。 | 委託先3（松江市行政情報システムサービス共同企業体）<br>(1) 目的外利用の禁止<br>(2) 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限<br>(3) 特定個人情報の提供の禁止<br>(4) 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う。<br>(5) 必要に応じて委託先の視察・監査を行う。<br><br>委託先4（島根県国民健康保険団体連合会）<br>(1) 秘密保持義務<br>(2) 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止<br>(3) 特定個人情報の目的外利用の禁止<br>(4) 漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化<br>(5) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄<br>(6) 従業員に対する監督・教育<br>(7) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅲ-4-再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保-具体的な方法                                | -  | 再委託については、事前申請書を提出させ、審査のうえ適当と判断したものについて承諾している。委託先が責任を持って再委託先を管理・監督し、委託先と同等のセキュリティの確保を行わせる。  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置                         | -  | 〈情報保護管理体制の確認〉<br>委託業者が選定基準を満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。<br>〈特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限〉<br>・作業者を限定するために、委託業者者の名簿を提出させる。<br>・閲覧、更新権限を持つ者を必要最小限にする。<br>・閲覧、更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。<br>・閲覧、更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。<br>〈特定個人情報ファイルの取扱いの記録〉<br>・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。<br>・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を求めるとともに、その記録を残す。<br>〈不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置〉<br>・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。<br>〈誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置〉<br>・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。<br>・個人情報が、正確かつ最新であることを定期的に確認する手順、不正確又は最新でないこと | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅲ-5-特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | -  | 〈不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置〉<br>・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。<br>〈誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置〉<br>・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。<br>・個人情報が、正確かつ最新であることを定期的に確認する手順、不正確又は最新でないこと  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅲ-8-実施の有無   | [ <input checked="" type="checkbox"/> ]自己点検 [ <input type="checkbox"/> ]内部監査 [ <input type="checkbox"/> ]外部監査                                    | [ <input checked="" type="checkbox"/> ]自己点検 [ <input checked="" type="checkbox"/> ]内部監査 [ <input type="checkbox"/> ]外部監査   | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅳ-1-①請求先  | 郵便番号:690-8540<br>島根県松江市末次町86番地<br>松江市市役所 総務部総務課 法制・情報公開係<br>電話番号:0852-55-5555(代表)  | 郵便番号690-8540 松江市末次町86番地<br>松江市 総務部 総務課 電話番号0852-55-5555(代表)  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | Ⅳ-2-①連絡先  | 郵便番号690-8540<br>島根県松江市末次町86番地<br>松江市市役所 政策部情報政策課<br>電話番号0852-55-5555(代表)   | 郵便番号690-8540 松江市末次町86番地<br>松江市 政策部 デジタル戦略課 電話番号0852-55-5555(代表)  | 事後 |  |
| 令和5年3月6日 | V-1-①実施日  | 平成29年1月11日   | 令和5年1月10日  | 事後 |  |

|           |                           |  |   |    |
|-----------|---------------------------|--|---|----|
| 令和7年1月30日 | I-5-情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | <p>【情報照会】<br/> 番号法第19条第8号<br/> 別表第二の93の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第46条<br/> 別表第二の94の項、別表第二主務省令第47条</p> <p>【情報提供】<br/> 番号法第19条第8号<br/> 別表第二の1の項、別表第二主務省令第1条<br/> 別表第二の2の項、別表第二主務省令第2条<br/> 別表第二の3の項、別表第二主務省令第3条<br/> 別表第二の4の項、別表第二主務省令第4条<br/> 別表第二の5の項、別表第二主務省令第5条<br/> 別表第二の6の項、別表第二主務省令第6条<br/> 別表第二の8の項、別表第二主務省令第7条<br/> 別表第二の11の項、別表第二主務省令第10条<br/> 別表第二の17の項、別表第二主務省令第12条の3<br/> 別表第二の22の項、別表第二主務省令第15条<br/> 別表第二の26の項、別表第二主務省令第19条<br/> 別表第二の30の項<br/> 別表第二の33の項、別表第二主務省令第22条の2<br/> 別表第二の39の項、別表第二主務省令第24条の2<br/> 別表第二の42の項、別表第二主務省令第25条<br/> 別表第二の43の項、別表第二主務省令第25条の2<br/> 別表第二の56の2の項、別表第二主務省令第</p> | <p>【情報照会】<br/> 番号法第19条第8号<br/> 番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁/総務省令第9号。以下「主務省令」という。）第2条の表131の項及び第133条<br/> 主務省令第2条の表132の項及び第134条</p> <p>【情報提供】<br/> 番号法第19条第8号<br/> 番号法別表の26の項<br/> 主務省令第2条の表1の項及び第3条<br/> 主務省令第2条の表2の項及び第4条<br/> 主務省令第2条の表3の項及び第5条<br/> 主務省令第2条の表5の項及び第7条<br/> 主務省令第2条の表6の項及び第8条<br/> 主務省令第2条の表7の項及び第9条<br/> 主務省令第2条の表11の項及び第13条<br/> 主務省令第2条の表15の項及び第17条<br/> 主務省令第2条の表27の項及び第29条<br/> 主務省令第2条の表38の項及び第40条<br/> 主務省令第2条の表42の項及び第44条<br/> 主務省令第2条の表56の項及び第58条<br/> 主務省令第2条の表65の項及び第67条<br/> 主務省令第2条の表69の項及び第71条<br/> 主務省令第2条の表70の項及び第72条<br/> 主務省令第2条の表80の項及び第82条<br/> 主務省令第2条の表83の項及び第85条<br/> 主務省令第2条の表86の項及び第88条<br/> 主務省令第2条の表87の項及び第89条<br/> 主務省令第2条の表115の項及び第117条<br/> 主務省令第2条の表116の項及び第118条<br/> 主務省令第2条の表125の項及び第127条<br/> 主務省令第2条の表127の項及び第129条<br/> 主務省令第2条の表132の項及び第134条<br/> 主務省令第2条の表137の項及び第139条<br/> 主務省令第2条の表144の項及び第146条<br/> 主務省令第2条の表145の項及び第147条<br/> 主務省令第2条の表156の項及び第158条</p> | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-2-⑤保有開始日               | 平成27年10月   | 令和7年2月1日  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-3-⑥保有開始日               | 平成27年10月5日   | 令和7年2月1日  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-4-委託事項1                | 介護保険システム運用支援業務   | 松江市標準準拠システム整備事業及び運用業務   | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-4-委託事項1-①委託内容          | 介護保険システム運用に係る支援、個別開発システムの管理・改修、夜間バッチの管理・処理、既存システム連携支援、給付管理票システム運用に係る支援業務等  | 松江市標準準拠システム（介護保険システム等）の運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、データパンチ、帳票印刷、障害対応及び仕様変更等を行うシステムの運用維持管理業務   | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-4-委託事項1-③委託先名          | 富士通Japan株式会社   | 松江市行政情報システムサービス共同企業体代表企業 株式会社テクノプロジェクト  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-4-委託事項1-⑤再委託の許諾方法      | 業務再委託申請書の提出・承認   | 再委託申請（事業者名、作業者、作業内容、作業期間、作業場所等記載）に対する承認   | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-4-委託事項1-⑥再委託事項         | 介護保険システムに係る運用支援  | ハードウェア保守、遠隔地媒体保管等   | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-4-委託事項3                |  | 委託事項1と統合  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-4-委託事項4                |  | 委託事項3に置き換え  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供・移転の有無             | 提供を行っている 32件   | 提供を行っている 31件  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先1-①法令上の根拠         | 番号法第19条第8号 別表第二の1の項、別表第二主務省令第1条  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表1の項及び第3条  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先2-①法令上の根拠         | 番号法第19条第8号 別表第二の2の項、別表第二主務省令第2条  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表2の項及び第4条  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先3-①法令上の根拠         | 番号法第19条第8号 別表第二の3の項、別表第二主務省令第3条  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表3の項及び第5条  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先4-①法令上の根拠         | 番号法第19条第8号 別表第二の4の項、別表第二主務省令第4条  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表5の項及び第7条  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先5-①法令上の根拠         | 番号法第19条第8号 別表第二の6の項、別表第二主務省令第6条  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表6の項及び第8条  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先6-①法令上の根拠         | 番号法第19条第8号 別表第二の26の項、別表第二主務省令第19条  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表42の項及び第44条  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先7-①法令上の根拠         | 番号法第19条第8号 別表第二の30の項   | 番号法第19条第8号 番号法別表の26の項   | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先8-①法令上の根拠         | 番号法第19条第8号 別表第二の33の項、別表第二主務省令第22条の2  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表56の項及び第58条  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先9-①法令上の根拠         | 番号法第19条第8号 別表第二の39の項、別表第二主務省令第24条の2  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表65の項及び第67条  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先10-①法令上の根拠        | 番号法第19条第8号 別表第二の42の項、別表第二主務省令第25条  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表69の項及び第71条  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先11-①法令上の根拠        | 番号法第19条第8号 別表第二の56の2の項、別表第二主務省令第30条  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表80の項及び第82条  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先12-①法令上の根拠        | 番号法第19条第8号 別表第二の58の項、別表第二主務省令第31条の2の2  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表83の項及び第85条  | 事後 |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先13-①法令上の根拠        | 番号法第19条第8号 別表第二の61の項、別表第二主務省令第32条  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表86の項及び第88条  | 事後 |

|           |  |  |  |    |  |
|-----------|--|--|--|----|--|
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先14-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の62の項、別表第二主務省令第33条                  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表87の項及び第89条                         | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先15-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二80の項、別表第二主務省令第43条                   | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表115の項及び第117条                       | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先16-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の87の項、別表第二主務省令第44条                  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表125の項及び第127条                       | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先17-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の90の項、別表第二主務省令第44条の4                | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表128の項及び第130条                       | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先18-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の94の項、別表第二主務省令第47条                  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表132の項及び第134条                       | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先19-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の95の項                               | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表132の項及び第134条                       | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先20-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の117の項、別表第二主務省令第59条の2の3             | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表156の項及び第158条                       | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先21-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の5の項、別表第二主務省令第5条                    | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表6の項及び第8条                           | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先22-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の17の項、別表第二主務省令第12条の3                | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表27の項及び第29条                         | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先23-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の22の項、別表第二主務省令第15条                  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表38の項及び第40条                         | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先24-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の43の項、別表第二主務省令第25条の2                | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表70の項及び第72条                         | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先25-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の81の項、別表第二主務省令第43条の2                | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表116の項及び第118条                       | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先26-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の97の項、別表第二主務省令第49条                  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表137の項及び第139条                       | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先27-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の109の項 別表第二主務省令第55条の2               | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表144の項及び第146条                       | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先28-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の120の項、別表第二主務省令第59条の3               | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表158の項及び第160条                       | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先29-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の8の項 別表第二主務省令第7条                    | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表11の項及び第13条                         | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先30-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の11の項 別表第二主務省令第10条                  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表15の項及び第17条                         | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先31                                 | 提供先31  | 提供先32の内容に置き換え  | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-提供先32-①法令上の根拠                         | 番号法第19条第8号 別表第二の108の項、別表第二主務省令第55条                 | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表144の項及び第146条                       | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-移転先2-①法令上の根拠                          | 番号法第9条第1項 別表第一の15の項、番号法第9条第2項、別表第一主務省令第15条、条例第4条   | 番号法第9条第1項 番号法別表の23の項、番号法第9条第2項、主務省令第44条、条例第4条          | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-移転先3-①法令上の根拠                          | 番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法第9条第2項、別表第一主務省令第16条、条例第4条   | 番号法第9条第1項 番号法別表の24の項、番号法第9条第2項、主務省令第50条、条例第4条          | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-移転先4-①法令上の根拠                          | 番号法第9条第1項 別表第一の30の項、番号法第9条第2項、別表第一主務省令第24条、条例第4条   | 番号法第9条第1項 番号法別表の44の項、番号法第9条第2項、主務省令第71条、条例第4条          | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-移転先5-①法令上の根拠                          | 番号法第9条第1項 別表第一の59の項、番号法第9条第2項、別表第一主務省令第46条、条例第4条   | 番号法第9条第1項 番号法別表の85の項、番号法第9条第2項、主務省令第117条、条例第4条         | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-移転先6-①法令上の根拠                          | 番号法第9条第1項 別表第一の36の2の項、番号法第9条第2項、別表第一主務省令第28条、条例第4条 | 番号法第9条第1項 番号法別表の55の項、番号法第9条第2項、主務省令第82条、条例第4条          | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-移転先7-①法令上の根拠                          | 番号法第9条第1項 別表第一の84の項、番号法第9条第2項、別表第一主務省令第60条、条例第4条   | 番号法第9条第1項 番号法別表の117の項、番号法第9条第2項、主務省令第146条、条例第4条        | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-移転先8-①法令上の根拠                          | 番号法第9条第1項 別表第一の41の項、番号法第9条第2項、別表第一主務省令第32条、条例第4条   | 番号法第9条第1項 番号法別表の61の項、番号法第9条第2項、主務省令第88条、主務省令第89条、条例第4条 | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-5-移転先9-①法令上の根拠                          | 番号法第9条第2項、条例第4条                                    | 番号法第9条第2項、主務省令第163条、条例第4条                              | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | III-4.特定個人情報保護ファイルの取扱いの委託                  | 委託先1（富士通Japan）                                     | 委託先1（松江市行政情報システムサービス共同企業体 代表企業 株式会社テクノプロジェクト）          | 事後 |  |
| 令和7年1月30日 | II-6                                       |  | ガバメントクラウドにおける措置について追記                                  | 事前 |  |
| 令和7年1月30日 | II-7                                       |  | ガバメントクラウドにおける措置について追記                                  | 事前 |  |
| 令和7年1月30日 | III-7-その他の措置の内容                            |  | ガバメントクラウドにおける措置について追記                                  | 事前 |  |
| 令和7年1月30日 | III-7-特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  | ガバメントクラウドにおける措置について追記                                  | 事前 |  |
| 令和7年1月30日 | III-10                                     |  | ガバメントクラウドにおける措置について追記                                  | 事前 |  |